#### ○八郎潟町結婚祝金交付要綱

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、八郎潟町において婚姻する者に対し、結婚祝金(以下「祝金」という。)を交付することにより未婚者の婚姻を奨励し、若者の定住促進並びに 出産による少子化対策として八郎潟町の活性化の推進に資することを目的とする。

#### (受給資格)

- 第2条 祝金は婚姻届を提出し、次の各号すべてに該当する者に支給する。
- (1) 婚姻届後、2箇月以内に本町の住民基本台帳(外国人は登録原票)に記載され、 祝金支給後、2年以上居住することを確約した夫婦
- (2) 婚姻届が受理された日、現在の年齢が両者45歳未満の者でなければならない。
- (3) 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及 び介護保険料並びに水道料金を滞納していない者
- (4) 過去において、この要綱に基づいて祝金の支給を受けたことのない者

#### (祝金の額)

第3条 祝金の額は、1組10万円とする。

#### (交付申請)

第4条 祝金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、八郎潟町結婚祝金交付申請書(様式第1号)及び居住確約書(様式第2号)を婚姻した日から2箇月以内に町長に申請しなければならない。

#### (交付決定)

第 5 条 町長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、申請内容を審査し、交付の適否を決定し、八郎潟町結婚祝金(交付・不交付)決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知する。また、祝金を交付することを適当と認めた場合は、第 3 条に定める額の祝金を交付するものとする。

#### (交付請求)

第 6 条 前条の規定による祝金の決定通知を受けた者が祝金の交付を請求しようと するときは、八郎潟町結婚祝金交付請求書(様式第 4 号)を町長に提出しなければ ならない。

#### (祝金の返還)

- 第7条 町長は、偽りその他不正の行為により、祝金の交付を受けた者があるときは、祝金の交付決定を取り消すとともに、祝金を返還させることができる。
- 2 転出した場合の返環金は、次の各号の率により返還させることができる。
- (1) 支給後1年以内に町外に転出した場合の返還金 100%
- (2) 支給後2年以内に町外に転出した場合の返還金 60%
- 3 同条第1項に定められているもののうち、居住していないことが確認された場合 は、次の各号の率により返還させることができる。
- (1) 支給後1年以内の場合の返還金 100%
- (2) 支給後2年以内の場合の返還金 60%

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

年 月 日

八郎潟町長 様

申請者 住所 氏名

印

# 八郎潟町結婚祝金交付申請書

八郎潟町結婚祝金交付要綱第 4 条により、結婚祝金の交付を受けたいので申請します。

#### 1 結婚祝金交付申請額

100,000円

	夫	妻
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
婚姻届出日	年 月 日	年 月 日
本籍地		
定住意向	有 • 無	
勤務先		
備  考		

様式第2号(第4条関係)

### 居住確約書

私(私たち)は、八郎潟町結婚祝金交付申請にあたり、要綱の目的及び趣旨を理解 し、2年以上町内に居住することを確約します。

なお、2年以内に町外に転出等した場合は、受けた祝金を要綱に基づき返還します。

八郎潟町長 様

 (夫) 氏名
 印

 (妻) 氏名
 印

八郎潟町結婚祝金交付申請額 100,000円

 第
 号

 年
 月

 日

様

八郎潟町長

印

## 八郎潟町結婚祝金(交付·不交付)決定通知書

年 月 日に提出された八郎潟町結婚祝金交付要綱第 4 条に基づく申請にについては、下記のとおり決定したので通知します。

記

交 付 ・ 不 交 付

結婚祝金交付 100,000円

#### 決定事由

- 1 申請内容を適当と認める
- 2 八郎潟町に現に住所を有していないため
- 3 その他( )
- ※ 交付決定者については、この通知を受けた日からの30日以内に様式第4号 の請求書を町長あてに提出するものとする。

年 月 日

八郎潟町長 様

申請者 住所 氏名

印

# 八郎潟町結婚祝金交付請求書

結婚祝金として 100,00円 を請求いたします。

交付決定番号 及び年月日	第 号 年 月 日
	振 込 口 座
口座名義 (夫または妻)	
金融機関名	銀行 · 金庫 · 農協 支店 · 支所
口座種別	普通 · 当座
口座番号	No.

※ 交付決定番号及び年月日は、交付決定通知書右上欄の番号、年月日を記入の こと。